

恵庭市告示第119号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則第5条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

令和6年9月27日

恵庭市長 原 田



（「次のように」は省略し、その関係書類を経済部農政課に備え置いて縦覧に供する。）

農用地利用集積計画

令和6年第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則第5条第1項
の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年9月27日

恵庭市長 原 田 裕